

平成29年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年5月26日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第24号 「練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第25号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の事案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる事務の定め方の見直しについて
- ② 平成29年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数及び学級数等について
- ③ 平成29年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について
- ④ 教科書展示会の開催について
- ⑤ 平成28年度学習支援事業の実施結果等について
- ⑥ 平成29年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ⑦ 区立学童クラブ在籍・待機児童数について
- ⑧ 学童クラブ待機児童対策について
- ⑨ 平成29年度学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について
- ⑩ 保育所等在籍・待機児童数について
- ⑪ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時46分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

会議に欠席した者の職・指名

教育振興部参事教育総務課長事務取扱

櫻井和之

教育長

ただいまから平成29年第10回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が1名いらしている。

教育振興部長

本日、教育総務課長は欠席させていただいている。

教育長

それでは案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案2件、陳情12件、協議1件、教育長報告12件である。

(1) 議案第24号 「練馬区立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに議案である。
議案第24号、「練馬区立学校設置条例の一部改正する条例の制定依頼について」、議案の説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、各委員のご意見、ご質問があったらお願いします。よろしいか。
平成31年4月1日に施行するということか。

教育施策課長

はい。

教育長

それでは、ここでまとめる。
議題第24号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議題第24号については、「承認」とする。

議案第25号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の事案に関する意見について

教育長

次の議案である。

議案第25号、「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の事案に関する意見について」、説明をお願いします。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

3つの案件について区長から意見を求められている。2件目と3件目はそれぞれ人事院規則や雇用保険法の改正に伴うものである。今、部長が丁寧に説明されたが、練馬区教育委員会の事務局の職員だけにはかかわらないもっと大きな部分に関する改正だと認識している。ご意見、ご質問があれば、お寄せいただければと思うがいかがか。

外松委員

今、部長から詳しく説明していただき、練馬区の職員の退職に関する条例に関してはあまり起きないことであるかもしれないが、働いていた方たちにとって、よりよい条件であるのでよいかと思う。

教育長

1件目は直接、委員の皆様にかかわるがよろしいか。

外松委員

当然だと思って受けとめている。

教育長

これは練馬区の区域内ということだが、区域外に出張する場合はどうか。

教育振興部長

実費を支給させていただく。

教育長

その場合には実費を支給するということである。練馬区内の場合には日額1,000円であり、区域外へ出張する場合には実額を払うというものである。

ほかに何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。
それではまとめたいと思う。議案第25号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の12件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

協議案件であるが、これについても本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる事務の定め方の見直しについて
- ② 平成29年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数及び学級数等について
- ③ 平成29年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について
- ④ 教科書展示会の開催について
- ⑤ 平成28年度学習支援事業の実施結果等について
- ⑥ 平成29年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ⑦ 区立学童クラブ在籍・待機児童数について
- ⑧ 学童クラブ待機児童対策について
- ⑨ 平成29年度学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について
- ⑩ 保育所等在籍・待機児童数について
- ⑪ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は、11件、ご報告申し上げる。
それでは報告の1番について願います。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

これが報告事項になっているということは、教育委員会規則は変える必要はないとい

うことであるか。

教育振興部長

そうである。

教育長

今、部長から説明があったように、これまで通達で行っていた補助執行の規定を規則に明確に位置づける手続きを区長側が行ったということの報告である。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは次に移る。報告の2番についてお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

毎年この時期に今年度の児童生徒数、園児数、学級数等についてご報告させていただいている。今の説明を聞いて何かご質問、ご意見があれば、いかがか。

特別支援教室に通っている子供や指導している子供が350名となっている。これは以前、通級だったときの子供の数と比べてどうか。

学務課長

今年度5月1日数については7ページの右下、350名である。一方、昨年、平成28年度の数と比較すると、昨年5月1日現在、特別支援教室については4グループ16校で始まっている状況である。その時点での合計数は298人であった。その数と比較すると50人多いという数字になっている。この数字の原因について、学務課で少し分析をしてみた。平成28年度に新たに申し込んだ子供の数や年度途中での申し込みの数等についても調べた結果、新たに申し込んだ数や途中で申し込んだ子供の数は例年とそれほど大きく変わらないことがわかった。今年、増えた原因として考えられるのは、情緒障害等の通級指導学級や特別支援教室は3年間継続的に指導しなければいけないものではなく、子供にとって必要な指導がうまくいって、指導が必要なくなった場合には、指導が終了することが起きる。おそらく年度切りかえの際に、年度末をもって指導を終了するケースが例年と比べて若干少なかったことが、増えた数の原因と捉えている。

また、来年4月に特別支援教室が全校開設することもあり、引き続きどのくらい数が増えていくか、しばらく注視していく必要があると考える。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

9ページの選択制度による入学状況であるが、これを拝見すると、特に表の中の割合のところ、本来、地域の小学生の数と、ほかの割合がかなり大きい学校やそれほどでもない学校など、学校によってさまざまである。選択制度については検証委員会もあるし、そういうことが教育活動に何か影響があるのか、検証の機会にこの辺も考慮して検討して、教えていただけたらと思う。

教育長

ありがとう。ご意見でよろしいか。何かあるか。

学務課長

検証委員会については、この制度を実施して以来、2回検証委員会を立ち上げて検証してきている。前回の検証委員会で改善策を出し、今のように実質40名で受け入れ数が抑えられるよう仕組みを変え、28年、29年度と2回実施した状況である。もう少しこの状況について数字を見つつ、その上で、しかるべき時期に検証委員会を立ち上げ、制度の改善について考えなければいけないと考えている。その際には通学区域外からの子供の数によって、教育活動にどのような影響があるのかといったことについても、検討を進めていきたいと考えている。

外松委員

お願いする。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

少し前の教育長のお話に戻るが、350人という数について、継続の数が多かったという話だが、実際に支援学級に行っている家族、親たちの思いとしては、小学校のとき非常に手厚くしてもらい、中学でも同じように支援学級を選ぶか否か、普通学級に戻れないかという切なる願いを持っている家族が結構いると思う。親との合意は一体どうしているのか。いろいろ現場で苦労しておられるのではないかと思ったがいかがか。

学務課長

就学先を決めることについては、小学校でも中学校でも、就学相談という手続きを経て行っている。子供を持つ保護者のお気持ちはいろいろ複雑なところがあり、自分の子供に合った教育の場所を選んだほうがいいという思いもありつつ、その一方で、通常学級と特別支援学級の違いについて、いろいろお感じになる方もいらっしゃると思う。複雑な気持ちを抱える保護者の気持ちについても、十分配慮しながら就学先を決める必要

があると考えている。

就学相談においては、教育委員会が一方的にこの学校に行ったほうが良いと押しつけるのではなく、保護者との合意形成に重点を置き、決めていくことを基本的な考えとしている。中学校に上がる際においても同様に考えている。小学校のとき特別支援学級に入っていたから、中学校も必ず同じように特別支援学級に行くとなっているわけではない。必ず就学相談の手続きがあるので、その中で保護者の意向、本人の成長の度合いや配慮の必要な状況について、十分考え適切に就学先を決めていきたいと考えている。

坂口委員

中学校の支援学級のキャパシティーは十分にあるか。

教育長

情緒障害でよろしいか。

坂口委員

はい。

学務課長

学級設置等の考え方であるが、教員の配置等については、基本的に東京都の基準に基づいて行っていく。生徒の数において教員を配置するし、それに必要な教室も確保するのは基本的な考え方である。枠をもって特別支援学級に進むことについて、制限を加えることは全くないと考えてよろしい。

坂口委員

わかった。ありがとう。

安藏委員

ちょっと気になったのは光が丘八小が7学級だが、この辺りはどうなるか。

教育施策課長

適正配置については、昨年度、学校管理基本計画を策定し、過少規模校については、学校の配置や教育人口等推計の推移等を見ながら今後研究していく。すぐに光八小をどうするかということは今のところない。今後検討して、ということを考えている。

教育振興部長

東京都の教育人口等推計だと八小の児童数が増える傾向が見てとれる。ある意味、経過観察中というところで考えたい。かつ、通学距離の問題もあるので、実際検討するにあたっては、いろいろと総合的に考えないといけないと思っている。

教育長

ほかはいかがか。教育委員会としては、これは非常に基本的な資料で、今後、いろいろな施策を考えていく際にベースとなる資料である。ぜひ各委員もこの資料については折に触れてごらんいただきながら、今後の教育のあり方について、お考えいただければありがたいと思う。

それでは次に移ってよろしいか。それでは報告の3番についてお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

今年度の海外派遣概要の報告があった。
何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

派遣生は、いつ決定しているのか。

教育指導課長

候補生の決定通知については、4月中に各学校と保護者にお知らせしている。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。
それでは、次に移る。報告4番をお願いする。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

教科書展示会の開催について、今年度は小学校の道徳の教科書採択の年でもあるので、加えて今、説明があった。
何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは次に移る。報告の5番をお願いする。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

学習支援事業の28年度の実施の結果と29年度の取組状況について報告があった。いかがか。何かご質問、ご意見、どうぞ。

外松委員

まず感想である。昨年度の学習支援状況の実施の結果をお知らせいただき、いろいろな意味で子供たちの学びを支援できてよかったと思っている。

この事業の対象者は中学3年生か。できれば、という私の希望であるが、実施が夏休みぐらいからになって構わないが、中学2年生も対象にすることができないか。3年生になれば、進路のことがあるのでやっていくであろう。できれば2年生も対象にしたいだけだと、応募の人数は少なくとも実現できれば、その子供たちが3年生になったときに、同じようにしっかり学んで、より未来が開けるかと思う。1つの提案である。

教育長

何か意見あるか。どうぞ。

学校教育支援センター所長

この事業について、学校教育支援センターで準要保護世帯も対象にして実施したのが、今年3年目である。当面の間は、受験を控えた中学3年生の進路を決定するため、進路選択の幅を広げることを目的に、この事業を続けたいと思っている。確かに中学2年生もというご意見もあるが、この勉強会の中では中学3年までのつまづきに対する個別指導など行っている。振り返りの中で、1人1人に沿った学習支援していきたいと考えている。

中学2年生、1年生等には保護世帯ではあるが、福祉事務所で学習支援事業等を行っているし、学校で地域未来塾なども行っている。いろいろなところでサポートしながら学習支援をしていきたいと考えている。

外松委員

予算のこともあるし、準備も必要なことで大変であるのは重々承知している。例えば、今年度2年生の子が、秋や冬休みぐらいからでも、もし予算も追加することが可能であるならば、少しでもそういう学習のチャンスを与えてあげることができれば、という思いで言わせていただいた。

坂口委員

1,195人の対象者の中で239の方が応募された。239人の中のそれぞれの進学先について、一生懸命指導していただき、進学しておられるが、応募できなかった人たちは交通の便など問題なのか。4分の3ぐらいの方が来ていないことが少し気かりな気もするが、どうであるか。

学校教育支援センター所長

今年度の状況であるが、中学2年生の時点で希望を伺った中で、300人ぐらいがこちらの事業を利用したいという希望があった。その中で申し込まれた方は今年度239名であった。こちらの事業を使っていない理由としては、既に学校で勉強されている方、塾などに通われている方、家庭学習の方、今のところは部活を頑張りたいという意見もあった。それぞれご自分のご家庭の状況やご自分の意思で選ばれた方が239名である。そのほか、こちらに申し込まれなかった方も何らかの方法で学習している。

外松委員

わかった。

教育長

中学校の地域未来塾の動きはどうか。

教育指導課長

学校地域連携事業で実施している地域未来塾だが、昨年度から3年計画で拡充しており、来年度全校で実施予定である。今年度までで、地域連携事業の指定を65校が受けており、その中の50校で地域未来塾を実施している。中学校については、全校で未来塾を実施しているという状況で、放課後や土曜日、長期休業中を利用して、地域の方の協力を得ながら個別学習の充実を図っている。

外松委員

地域未来塾は、すべての中学校でやっているということであるが、親御さんや本人は先生方に伺えば、どこでやっているかなどがわかるか。

教育指導課長

未来塾については全校の学校で実施をしている。

外松委員

実施している場所は学校の中か。

教育指導課長

学校の中で実施している。学校が開催通知を全保護者に配付し、参加したいと希望する生徒が応募票のようなものを作成し、学校に提出する形になっている。

外松委員

よくわかった。場所はどこでやっているのかと思っていた。

そうすると、現段階では学びの支援が非常に手厚く、中3に関しては、学校教育支援センター所長からお話があった事業を行っていて、地域未来塾に関しては、在校生で希望すれば1年生から3年生まで自分の学校で学びができるかと捉えてよろしいか。

教育指導課長

学校によって対象学年が2～3年生であったり、1～3年生であったりとある。

外松委員

違いがあるということか。

教育指導課長

基本的には、希望する子は全員参加が可能という形である。

教育長

いつやっているのか。放課後か、夏季休業期間中か。

教育指導課長

放課後や土曜日を利用したり、あるいは夏休み中であったり、さまざまである。

外松委員

学校によって異なるのであろう。わかった。ありがとう。

教育長

今、子供たちの学校以外の学習支援はさまざまある。いろいろなセッションで取り組みをしている。一度整理して、お話をさせていただきたいと思っている。ひとり親施策として、訪問学習を実施することを練馬区も始める。たしか中学校1年生、2年生だと思ふ。そういうことも調べたうえで、どういう形で子供たちの学習支援を行っているのか、全体像が見えるような形を、時期を改めてお示ししたい。

外松委員

いろいろな角度から光を当てて支援していただくのは心強い。そう簡単にうまくいかないと思うが、学校には来られないが放課後の学びの場所なら行けるという不登校のお子さんも場合によってはいるかもしれない。支援の形を見せていただくと非常にありがたい。

教育長

ほかいかがか。よろしいか。

それでは、次に報告6番である。資料8をお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

本定例会に、学童クラブ条例とねりっこクラブ条例の改正を議案として提出すること

を区長へ依頼するというものである。

教育長

それでは、次に報告7番であるが、8番、9番も関連するので全部学童クラブ関係の案件である。報告7番、8番、9番、資料9、10、11を一括で進めたいと思う。お願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

学童クラブの待機児童の今年度の数とそれに対する対策等々について、まとめて報告をさせていただいた。

この後、保育園もあるであろうが、とりあえず学童について、ご意見ご質問はあるか。

外松委員

働く親御さんが増えており、放課後の子供たちの受け入れを考慮し、266名分も増やしたが、それでもなお340人の待機が出てしまったということは、近年働くお母さんたちがいかに多いのかと、痛感している。

近隣の児童館にランドセルを背負ったまま児童館に行くことができるということであるし、また、お休み中はお弁当を持って児童館に行くこともできるということは、働く親御さんにとって本当に心強いことだと思う。

児童館には、子供たちがたくさん行くが、子供と接したり見守ったりする方を増やさないといけないということが生じてくるのかと思う。

子育て支援課長

今、ご指摘いただいたとおり、児童館等ではそのようなお子さんを積極的に受け入れ、きめ細かく見られる体制をしっかりと整えて今後もやっていきたい。

外松委員

ありがたい。

教育長

ほか、いかがか。

坂口委員

3万2,854名の小学生が全区でいて、この児童館を利用した方々が待機も含めると5,000人を超える数字である。学童クラブを利用することは、フルタイムの保護者がほとんどか。

子育て支援課長

フルタイムの方が多いが、フルタイムに限らず両親が就労している方である。フルタイム以外の方もいる。

坂口委員

働いている方の条件としては、5時で帰られたら家は留守なので困るから、6時や7時までの子供の居場所の安全を確保したいという願いで申し込まれるわけか。月曜日から金曜日の全ての時間ではないのか。そのあたりの条件はないのか。

子育て支援課長

基本的には1週間の間、4日以上登室である。

帰る時間も勤務時間がまちまちの方もいるので、例えば月曜日は6時まで預かってもらいたいが、火曜日は5時まで、という方もいて、それは学童施設の職員と鋭意情報を取りつつ、帰りの時間を調整している。

こども施策企画課長

働き方はさまざまで、週4、週5などフルタイムで働かれている方のお子さんであれば、学童クラブが必要ということで学童クラブに入ると思う。そこに満たない、例えば週2、週3ぐらいで働いている場合でも、放課後の安全な居場所が必要な方も当然いて、受け皿になっているのが、各校での学校応援団によるひろば事業や、児童館のランドセル来館などである。ひろば事業についても、夏休みを含めて毎日5時までであるが、ねりっこクラブの移行に伴って拡充しているので、学童クラブの待機児童対策について、今後も全てのお子さんの安全な居場所づくりに全力で取り組んでいく。

坂口委員

どこに預けたら安心かなど、親も一生懸命考えるであろう。待機児童の数字も器がそろえばではなく、家族が親子で工夫をし合い、利用できるのではないかなどいろいろ思う。このあたりはそれぞれの条件だと思う。

外松委員

確かに行政で手厚く支援するのは大事な視点ではあるが、学童クラブの利用希望者の方たちや実際に入っている方たちの人数を見ると、低学年にすごく多い。低学年の子を今、最大7時まで預かってくださるところもあるわけである。しかし、それ以上遅くまで預けるようにする必要は逆にないと、私個人は思っている。

学校生活は朝が早い。子供たちはめいっぱい遊び、体や気持ちを働かせている。親御さんとしてみれば、ある程度、早い時間に寝かせてあげて、次の日の学校生活が充実したものになるようにしてあげたいと考える。

子供が1～3年生の時期はわずかな期間なので、その間、親御さんは自分の働き方や収入のあり方など、少し考えていただきたいと思う。低学年の子たちが充実した学校生活を送るために、遅くまで預かることについては7時が限界じゃないかと私は思う。家

に帰って、ご飯を食べて、お風呂に入って、明日の用意をして、寝る。その中で、親御さんたちとの触れ合いタイムもあるであろうし、この時間が限界かと感じている。

子育て支援課長

保護者からの延長時間の拡大はニーズとしては高いが、実際にどのぐらいの方が、延長保育ができる学童クラブを使っているかというところ、1割ちょっとの利用率である。区としては、なるべく延長保育に対応できる施設を拡大していこうと思うが、預かる時間が長いから、むやみに延長を使うのではなく、保護者の方も早く迎えにこられるときには迎えに来ていただく。児童指導員と保護者との間でも、そういう認識を持って迎えに来ていただくということを、今後もしていきたいと思っている。

長島委員

学童に入りたいと希望している方のほかに、ひろばがあるからこちらで良いと言っている方は結構いるのか。

こども施策企画課長

ねりっこクラブでは夏休みなどを含めているので、4月当初に学童クラブに入ったが途中で学童クラブではなく、ひろばで十分であるという判断により、途中退会されるケースは、特に3年生に多い傾向である。

子育て支援課長

学校にもよるが、ひろば事業が必ずしも毎日やっているとは限らないということがあり、また、夏休みは基本的にはやっていないということがあるため、就労されているご両親にとっては、学童クラブを申し込んでおこうという方が多いと認識している。

教育長

そういうことがあるから、ねりっこクラブをつくったということでもある。ねりっこクラブをつくることで、ねりっこひろばも毎日やって、夏休みもやるという方式に変えつつあるということである。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは報告の10番をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

今年度の保育所の待機児童数が出たという報告である。対策については今、検討中であるということである。いかがか。

外松委員

詳細なデータ、ご苦労さま。こうして見せてもらうとご苦労が実り、待機児童数は今年度はすごく少なくなっていて、施策がかなり功を奏したと思っている。ほんとうにご苦労さまと言うしか、言いようがない。

この待機になった方たちは、その後はお子さんを育てながら働くにあたって、わかっている限りでどんな様子であるか。

保育課長

48人のうち2人は、5月にそれぞれ認可保育園、小規模保育所に入園されている。0歳児の待機児童の方が非常に多いが、申し込みの際に育児休業期間が3月末までで申請をされている。そういった方については待機になったときに待機児童としてカウントしているが、0歳児なので一定程度の方が育児休業を延長されているものと考えている。

そのほかに、これは詳細な調査をしているのではないが、申し込みの際に、もし保育園に入園できなかった場合はどうするか聞いている。近隣におじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる場合については、そちらに見てもらうとか、お勤めになっている会社で託児施設がある場合は、そちらを利用するといった方が、一定程度いらっしゃると思っている。

外松委員

保育園の場合はご自分の自宅と勤務先との関係が、どこに預けるかは非常に切実な問題である。あいているところがあっても、条件がかなわなければ我が子を預けることはなかなかできないという難しい実態があるので、親御さんも大変だと思う。区として、できる限りしっかりとケアをしていくのが子育て支援であるので、やっていかなければいけないと思っている。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。

安藏委員

年齢別待機児童数の表中で、練馬こども園の3歳児、3という数字はどういうところから出た数字か。

こども施策企画課長

練馬こども園は幼稚園なので、基本的に練馬こども園に申し込んだ方の大半は、昨年11月時点で申し込み、そこで入園が決まっている。ここにある3歳児の3名、4歳児の1名については、練馬こども園を希望する方で、一部保育所も併願した方のうち、結局、保育所には入れず練馬こども園に入ったという方の数である。練馬こども園の利用

者の中ではほんとうにごく一部の方であるが、一部併願で、3歳児で3人、4歳児で1人いたということである。

教育長

全体の数字ではなく、保育園に入れず、練馬こども園へ移った方という意味か。

こども施策企画課長

そのとおりである。

教育長

ほか、いかがか。

今も申し上げたように、対策についてはこれからなので、また委員会で報告しご意見をいただく。その節は、またよろしく願います。

よろしいか。それでは、その他の報告に移る。願います。

教育振興部長

資料に基づき説明

教育長

裏、表10件の後援名義をすることの報告である。よろしいか。

それでは、そのほか報告があるか。特段ないか。

委員の皆様から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第10回教育委員会定例会を終了する。